

ピリダベン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ピリダベン [Pyridaben (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤

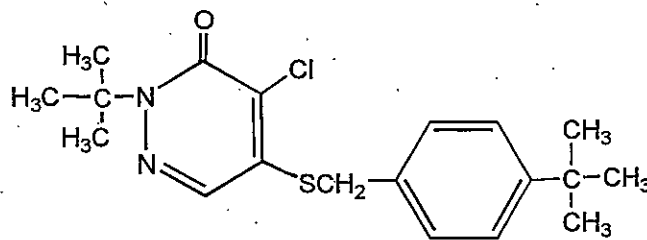
ピリダジノン骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系 Complex I を阻害し、呼吸系を攪乱することによりハダニや害虫に対し殺虫効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名：

2-*tert*-butyl-5-(4-*tert*-butylbenzylthio)-4-chloropyridazin-3(2*H*)-one (IUPAC)

4-chloro-2-(1,1-dimethylethyl)-5-[[[4-(1,1-dimethylethyl)phenyl]methyl]thio]-3(2*H*)-pyridazinone (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{19}H_{25}ClN_2OS$
分子量	364.93
水溶解度	1.2×10^{-5} g/l ($24 \pm 2^\circ\text{C}$)
分配係数	$\log_{10} P_{ow} \geq 6.37$ ($23 \pm 1^\circ\text{C}$)

(メーカー提出資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

使用時期、本剤の使用回数、ピリダベンを含む農薬の総使用回数となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

①20%ピリダベン水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリダベン を含む 農薬の総 使用回数				
かんきつ	ミカンハダニ ミカンサビダニ ミカントゲコナジラミ若齢幼虫	2000～3000倍	200～ 700 L/10a	収穫3日 前まで	2回以内	散布	2回以内				
	チャノキイロアザミウマ	2000倍									
	チャノホコリダニ リュウキュウミカンサビダニ	3000倍									
りんご	リンゴハダニ	1000～3000倍		収穫21日 前まで							
	ナミハダニ リンゴサビダニ	1000～1500倍									
なし	ハダニ類(ミカンハダニを除く) ニセナシサビダニ	1000～1500倍		収穫14日 前まで							
	ミカンハダニ	2000～3000倍									
もも	アブラムシ類	1000～1500倍		収穫3日 前まで							
	モモサビダニ	1000倍									
すもも	ハダニ類	1000～1500倍		収穫14日 前まで				1回	1回		
おうとう				収穫21日 前まで				2回以内	2回以内		
ぶどう				チャノキイロアザミウマ フタテンヒメヨコバイ				1000倍	収穫45日 前まで	1回	1回
				ミカンハダニ				2000～3000倍	収穫3日 前まで	2回以内	2回以内
びわ	ビワサビダニ	3000倍									
いちじく	ハダニ類 イチジクモンサビダニ	1000～1500倍		収穫7日 前まで				1回	1回		
かき	ハダニ類 チャノキイロアザミウマ カキサビダニ	1000倍		収穫14日 前まで				2回以内	2回以内		
	カキノヒメヨコバイ	1500倍									
キウイ フルーツ	キウイヒメヨコバイ	1500～3000倍		収穫30日 前まで				2回以内	2回以内		
	チャノホコリダニ	1500倍									
マンゴー	ハダニ類	1000～1500倍		収穫後から 開花前まで				1回	1回		
さんしょう (果実)			3000倍								

①20%ピリダベン水和剤(つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリダベンを含む農薬の総使用回数
グアバ (果実)	ミカンワタコナジラミ	2000倍	200~700 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内

②20%ピリダベンフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリダベンを含む農薬の総使用回数	
かんしょ	ハダニ類 コナジラミ類	1000~1500倍	100~300 L/10a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内	
さといも	ハダニ類			収穫21日前まで				
えだまめ	コナジラミ類	1000倍		収穫14日前まで	1回		1回	
あずき	ハダニ類	1000~2000倍		収穫7日前まで	2回以内		2回以内	
きゅうり	ハダニ類 コナジラミ類	1000~1500倍		収穫前日まで				
すいか メロン	アブラムシ類 うどんこ病			収穫3日前まで				
かぼちゃ	コナジラミ類 うどんこ病			収穫前日まで				
うり類 (漬物用、ただし、しろうりを除く)	アブラムシ類 ハダニ類	1500倍		100~300 L/10a	収穫前日まで		2回以内	2回以内
トマト	コナジラミ類 ハダニ類 トマトサビダニ							
ミニトマト	コナジラミ類 ハダニ類 トマトサビダニ	1000~1500倍 1500倍		収穫前日まで	2回以内		2回以内	
ピーマン	コナジラミ類	1000~1500倍	収穫前日まで	2回以内	2回以内			
ししとう			定植前					
にがうり		1500倍	収穫前日まで					
しょくよう ほおずき		1000倍	収穫3日前まで					
ふき		1000倍	収穫14日前まで					
いちご	ハダニ類 ワタアブラムシ チャノホコリダニ シクラメンホコリダニ コナジラミ類	1000~1500倍	100~300 L/10a	収穫前日まで	1回	1回		

②20%ピリダベンフロアブル(つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリダベンを含む農薬の総使用回数
みょうが (花穂)	ハダニ類	1000 倍	100~300 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布、 但し花穂 の発生期 にはマルチ フィルム被覆 により散布 液が直接花穂に 飛散しない状態 で使用する	2回以内
みょうが (茎葉)				みょうが (花穂)の収 穫前日まで 但し、花穂 を収穫しな い場合にあ っては開 花期終了まで			
せんぶり	シクラメンホコリダニ	1000~1500 倍	100~300 L/10a	収穫 75 日 前まで	1 回	散布	1 回
しそ	ハダニ類	2000 倍		収穫 21 日 前まで	2回以内		2回以内
食用ぎく	ハダニ類 アブラムシ類	1000 倍					
きく(葉)	ハダニ類	2000 倍		収穫 30 日 前まで			
茶	カンザワハダニ チャノキイロアザミウマ	1000 倍	400L/10a	摘採 14 日 前まで	2回以内	2回以内	
	チャノミドリヒメヨコバイ チャノナガサビダニ チャノホコリダニ	1000~2000 倍	200~400 L/10a				

③ 20%シエノピラフェン・15%ピリダベンフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シエノピラフェンを含む農薬の総使用回数	ピリダベンを含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ サビダニ類 チャノホコリダニ	2000 倍	200~ 700L/10a	収穫 7 日 前まで	1 回	散布	2回以内	2回以内

(2) 海外での使用方法

①75%ピリダベン水和剤 (米国)

作物名	1回あたりの 最大使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
トマト(ハウス)	0.09~0.14 oz/1000 sq. ft.	収穫2日前まで	1回	散布
りんご	10.67 oz/A	収穫25日前まで	2回	
あんず		収穫300日前まで		
おうとう		収穫7日前まで		
かんきつ		収穫21日前まで		
クランベリー		収穫7日前まで		
ぶどう			1回	
ネクタリン				
もも			2回	
なし ^{*1)}				
ピスタチオ				
すもも				
プルーン				
ナッツ類				

*1) WASHINGTON では最大使用量 10.67~16 oz/A、PHI28 日。

②60%ピリダベン水和剤 (米国)

作物名	1回あたりの 最大使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
ホップ	13.3 oz/A (0.5 lbs ai/A) ≒560g ai/ha	収穫21日前まで	2回	散布

ai: active ingredient (有効成分)

③75%ピリダベン水和剤 (カナダ)

作物名	最大使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
ピーマン(ハウス)	0.284 kg/ha/年	収穫3日前まで	2回	散布
きゅうり(ハウス)		収穫2日前まで		
トマト(ハウス)				
りんご	1.2 kg/ha/年	収穫25日前まで	1回	
おうとう(加工用)	0.6 kg/ha/年	収穫7日前まで		
ぶどう		収穫25日前まで		
もも ネクタリン		収穫14日前まで		
なし	1.44 kg/ha/年	収穫25日前まで	2回	
ラズベリー (ポストハーベストのみ)	1.2 kg/ha/年	—		
いちご		収穫10日前まで		

④250 g ai/Lピリダベン水和剤 (オーストラリア)

作物名	適用病害虫名	1回あたりの最大使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
りんご 核果類	ナミハダニ リンゴハダニ	非IPM: 50 mL/100L IPM: 25 mL/100L	収穫前日 まで	1回	散布
なし	ナミハダニ				
バナナ	Strawberry mite (<i>Tetranychus lambi</i>) ナミハダニ	50 mL/100L			
ぶどう (ワイン用以外)	ヒメハダニ	80 mL/100L	収穫14日 前まで		

⑤20%ピリダベン水和剤 (韓国)

作物名	適用病害虫名	水 20L 当り 使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用適期及び方法
とうがらし (甘とうがらしを 含む)	チャノホコリダニ	10ml	収穫 3 日前 まで	2回以内	発生初期に茎葉処理
ジャンボ ピーマン	タバココナジラミ	20ml			発生初期 7 日おきに茎葉処理
なす			オンシツコナジラミ	収穫 2 日前 まで	3 回以内
	発生初期 7 日おきに茎葉処理				

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ピリダベン

② 分析法の概要

試料に硝酸銀水溶液を加えアセトン又はメタノールで抽出し、多孔性ケイソウ土カラムを用いて精製又はジクロロメタン又は *n*-ヘキサンに転溶する。フロリジルカラム、作物により更にシリカゲルカラムを用いて精製した後、高速液体クロマトグラフ (UV) 又はガスクロマトグラフ (NPD) で定量する。

または、試料からアセトン・水 (4 : 1) 混液で抽出する。C18 カラムで精製又はジクロロメタンに転溶した後シリカゲルカラムで精製し、ガスクロマトグラフ (ECD) で定量する。

あるいは、試料からアセトンで抽出する。多孔性ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラムで精製又は *n*-ヘキサンに転溶後アセトニトリル/ヘキサン分配してグラファイトカーボンカラム及びシリカゲルカラムで精製する。ガスクロマトグラフ (NPD) で定量する。

定量限界 ピリダベン : 0.005~0.2 ppm

(2) 作物残留試験結果

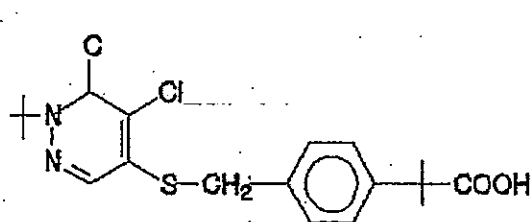
国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-2 を参照。

4. 畜産物への推定残留量

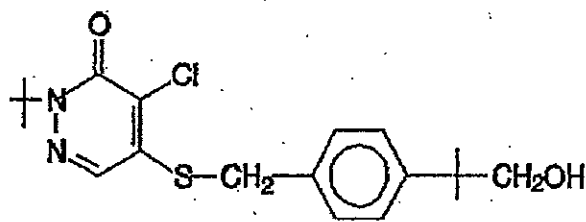
(1) 動物飼養試験 (家畜残留試験)

① 乳牛における残留試験

乳牛に対して、ピリダベンが飼料中濃度として 2.5、7.5 及び 25ppm に相当する量を含むゼラチンカプセルを 29 日間にわたり摂食させ、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるピリダベン、代謝物 E (カルボン酸体、PB-7) 及び代謝物 F (ヒドロキシメチル体、PB-9) の含量を測定した (定量限界: 0.05ppm)。また、乳については、投与 1 日前、投与後 1、3、5、7、10、14、17、21、24 及び 28 日後に搾乳したものを測定した (定量限界: 0.01ppm)。結果については表 1 を参照。



代謝物 E



代謝物 F

表 1. 乳牛の組織中の最大残留量 (ppm)

		2.5ppm 投与群	7.5ppm 投与群	25.0ppm 投与群
筋肉	ピリダベン	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 E	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 F	<0.05	<0.05	<0.05
脂肪	ピリダベン	<0.05	<0.05	0.08
	代謝物 E	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 F	<0.05	<0.05	<0.05
肝臓	ピリダベン	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 E	<0.05	0.05	0.15
	代謝物 F	<0.05	<0.05	<0.05
腎臓	ピリダベン	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 E	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 F	<0.05	<0.05	<0.05
乳 (平均)	ピリダベン	<0.01	<0.01	<0.01
	代謝物 E	<0.01	<0.01	<0.01
	代謝物 F	<0.01	<0.01	<0.01

上記の結果に関連して、米国では乳牛における MTDB^(注) を 2.5ppm と評価している。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden: MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量。飼料中残留濃度として表示される。

(参考: Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

(2) 推定残留量

乳牛について、MTDB と各試験における投与量から、畜産物中の推定残留量 (最大値) を算出した。結果についてはピリダベン、代謝物 E、代謝物 F の合計値で示した。

表 2. 乳牛における推定残留量 (ppm)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
乳牛	<0.15	<0.15	<0.15	<0.15	<0.03

5. ADI の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたピリダベンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 0.5 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ
(投与方法) カプセル経口投与
(試験の種類) 慢性毒性試験
(期間) 1 年間

安全係数 : 100

ADI : 0.005 mg/kg 体重/day

6. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト、畜産物等に、カナダにおいてきゅうり、いちご等に、オーストラリアにおいてバナナ、核果類等に、EU においてぶどう、とうがらし等に基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ピリダベンとする。

家畜残留試験においてピリダベン、代謝物 (E 及び F) を分析対象とし、アメリカにおいては規制対象としている。しかし代謝物 F は検出されておらず、代謝物 E は検出

が肝臓のみに限定されること、いずれの代謝物とも、MTDBを考慮した場合の畜産物中の推定残留量は定量限界未満と推定されることより親化合物のみを規制対象と設定した。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質としてピリダベン（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限の量まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のピリダベンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	29.3
幼小児 (1~6歳)	72.6
妊婦	24.8
高齢者 (65歳以上)	26.6

注) 個別の作物残留試験成績等がある食品についてはEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

ピリダベン国内作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
あずき (乾燥子実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 150L/10a	2回	6, 14, 21, 30日	圃場A: 0.01 (2回、6日) (#) 注2)
					7, 14, 20, 30日	圃場B: <0.01
ばれいしょ (塊茎)	2	20%フロアブル	1000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01 (2回、7日) (#)
						圃場B: <0.01 (2回、7日) (#)
さといも (塊茎)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 300L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.01
					7, 14, 21日	圃場B: 0.02
かんしょ (塊根)	2	20%フロアブル	1000倍散布 150L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: <0.01
						圃場B: <0.01
食用ぎく (花柄)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A: 0.8
						圃場B: 0.2
きく(葉) (葉)	2	20%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A: <0.2 (2回、28日) (#)
						圃場B: <0.2 (2回、28日) (#)
ふき (葉柄)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.5
						圃場B: 0.8
トマト (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.45
						圃場B: 0.37
ミニトマト (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 250, 200L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A: 0.16 (1回、7日)
				2回	7, 14, 21, 28日	圃場B: 0.58 (1回、7日)
ミニトマト (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 300L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.36 (2回、7日)
				2回	7, 14, 21, 28日	圃場B: 1.03 (2回、7日)
ミニトマト (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 300L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.76 (1回、3日)
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.63 (1回、3日)
ミニトマト (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 300L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 1.84 (2回、3日)
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.88 (2回、3日)
ピーマン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 1.44
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 1.51
ピーマン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 1.09 (2回、3日)
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 1.03
なす (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 139, 143L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.302 (2回、1日) (#)
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.488 (2回、1日) (#)
ししとう (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 120L/10a	1回	43, 50日	圃場A: <0.1 (2回、43日)
				2回	39, 46日	圃場B: <0.1 (2回、39日)
しよくようほおずき (果実)	2	20%フロアブル	1500倍散布 200L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A: <0.1
				2回	3, 7, 14日	圃場B: <0.1
きゅうり (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.30
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.186
かぼちゃ (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.16
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.20
すいか (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A: <0.01
				2回	3, 7, 14日	圃場B: <0.01
メロン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A: <0.01
				2回	3, 7, 14日	圃場B: <0.01
にがうり (果実)	2	20%フロアブル	1500倍散布 300, 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.24 (2回、3日)
				2回	1, 3, 7日	圃場B: 0.46 (2回、3日)
えだまめ (さや)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 1.14 (1回、21日)
				2回	7, 14, 21日	圃場B: 0.82
えだまめ (さや)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 0.26
				2回	7, 14, 21日	圃場B: 0.28

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
せんぶり (茎葉根、乾物)	1	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	1回	75, 90, 105日	圃場A : 0.26 (1回、90日)
せんぶり (茎葉根、乾物)	1	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	1回	75, 90, 105日	圃場A : 0.36 (2回、105日)
温州みかん (果肉)	2	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.02 (1回、3日)
	2			2回		圃場B : 0.02 (1回、3日)
温州みかん (果皮)	2	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.03 (2回、30日)
	2			2回		圃場B : 0.06 (2回、30日)
温州みかん (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 1000, 800L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 1.0
	2			2回		圃場B : 1.9
温州みかん (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 1000, 800L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 1.56 (2回、30日)
	2			2回		圃場B : 2.6 (2回、30日)
温州みかん (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 1000, 800L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.239 (#)
	2			2回		圃場B : 0.230 (#)
温州みかん (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 1000, 800L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.366 (#)
	2			2回		圃場B : 0.30 (2回、7日) (#)
温州みかん (果肉)	2	15%フロアブル	2000倍散布 400, 500L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : 4.43 (#)
	2			2回		圃場B : 6.58 (#)
温州みかん (果皮)	2	15%フロアブル	2000倍散布 400, 500L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : 6.4 (2回、14日) (#)
	2			2回		圃場B : 9.8 (#)
温州みかん (果肉)	2	15%フロアブル +20%水和剤	2000倍散布 + 2000倍散布 500+500L/10a, 700+700L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : <0.01
	2			2回		圃場B : <0.01
温州みかん (果皮)	2	15%フロアブル +20%水和剤	2000倍散布 + 2000倍散布 500+500L/10a, 700+700L/10a	1回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 2.72
	2			2回		圃場B : 1.30
なつみかん (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : <0.01
	2			2回		圃場B : 0.01
なつみかん (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 3.39 (2回、7日)
	2			2回		圃場B : 2.43 (2回、7日)
なつみかん (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.046 (1回、14日) (#)
	2			2回		圃場B : 0.066 (#)
なつみかん (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.061 (3回、14日) (#)
	2			2回		圃場B : 0.04 (#)
なつみかん (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 2.42 (1回、14日) (#)
	2			2回		圃場B : 1.8 (#)
なつみかん (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 2.42 (2回、7日) (#)
	2			2回		圃場B : 2.4 (#)
なつみかん (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.73 (1回、14日) (#)
	2			2回		圃場B : 0.59 (#) *注3)
なつみかん (果実)	2	15%フロアブル	2000倍散布 700, 767, 700L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : 0.78 (2回、7日) (#)
	2			2回		圃場B : 0.82 (2回、30日) (#) *
なつみかん (果実)	2	15%フロアブル +20%水和剤	2000倍散布 + 2000倍散布 500+500L/10a, 700+700L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : 0.47 (#)
	2			2回		圃場B : 0.34
なつみかん (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 500, 700L/10a	1回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 0.15 (2回、7日)
	2			2回		圃場B : 0.30
すだち (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 500, 700L/10a	1回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 0.17
	2			2回		圃場B : 0.28
すだち (果実)	1	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A : 0.43 (2回、14日)
	1			2回		圃場A : 0.43 (2回、14日)
すだち (果実)	1	15%フロアブル	2000倍散布 700L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A : 0.24
	1			2回		圃場A : 0.24
すだち (果実)	1	15%フロアブル +20%水和剤	2000倍散布 + 2000倍散布 500L/10a + 500L/10a	2回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 0.38

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
かぼす (果実)	1	20%水和剤	2000倍散布 640L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 0.14
かぼす (果実)	1	15%フロアブル	2000倍散布 400L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 0.06
かぼす (果実)	1	15%フロアブル +20%水和剤	2000倍散布 + 2000倍散布 615L/10a + 615L/10a	2回	3, 7, 14, 28日	圃場A : 0.20
りんご (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	14, 21, 30, 45日	圃場A : 0.208 圃場B : 0.22
	2			2回	14, 21, 30, 45日	圃場A : 0.310 圃場B : 0.32
なし (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	1回	14, 21, 30, 45日 14, 21, 30, 44日	圃場A : 0.30 圃場B : 0.30
	2			2回	14, 21, 30, 45日 14, 21, 30, 44日	圃場A : 0.31 圃場B : 0.36
びわ (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 0.04 (#) 圃場B : 0.072 (2回、7日) (#)
もも (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	1回	3, 7, 13, 30日 3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.015 (1回、13日) 圃場B : 0.038 (1回、14日)
	2			2回	3, 7, 13, 30日 3, 7, 14, 30日	圃場A : 0.038 (2回、13日) 圃場B : 0.066 (2回、7日)
もも (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	1回	3, 7, 13, 30日 3, 7, 14, 30日	圃場A : 6.76 (1回、7日) 圃場B : 3.32 (1回、14日)
	2			2回	3, 7, 13, 30日 3, 7, 14, 30日	圃場A : 13.3 圃場B : 11.0
すもも (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	1回	7, 14, 21日 7, 14, 21, 28日	圃場A : 0.28 圃場B : 0.10
おうとう (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500, 600L/10a	1回	21, 30, 45, 60日 21, 31, 45, 60日	圃場A : 0.20 圃場B : 0.18
	2			2回	21, 30, 45日 21, 31, 45, 60日	圃場A : 0.30 圃場B : 0.28
いちご (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 150, 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A : 0.77 圃場B : 1.04
	2			2回	1, 3, 7日	圃場A : 0.88 (#) 圃場B : 1.70 (#)
いちご (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A : 0.76
ぶどう (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 300~350, 400L/10a	1回	45, 60, 75, 90日 44, 60, 74, 90日	圃場A : 0.45 (1回、60日) 圃場B : 0.09 (1回、44日) (#)
	2			2回	45, 60, 75, 90日 44, 60, 74, 90日	圃場A : 1.23 (#) 圃場B : 0.06 (2回、60日) (#)
かき (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A : 0.08 (2回、21日) 圃場B : 0.12
キウイフルーツ (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	15, 30日	圃場A : 0.01 (1回、15日) (#) 圃場B : 0.02 (1回、15日) (#)
	2			2回	15, 30日	圃場A : 0.03 (2回、15日) (#) 圃場B : 0.03 (2回、30日) (#)
キウイフルーツ (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	1回	15, 30日	圃場A : 5.88 (1回、15日) (#) 圃場B : 4.82 (1回、15日) (#)
	2			2回	15, 30日	圃場A : 15.4 (2回、15日) (#) 圃場B : 5.86 (2回、15日) (#)
グアバ (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	14, 21, 28日 12, 21, 28日	圃場A : <0.02 圃場B : 0.04 (2回、12日) (#)

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	
マンゴー (果実)	1	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	2回	10, 18, 34日 圃場A : 0.22 (2回、34日)
マンゴー (果実)	1	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	2回	30, 45日 圃場A : 0.09 (2回、45日)
いちじく (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500, 300L/10a	1回	1, 7, 14, 30日 圃場A : 0.12 1, 7, 14, 31日 圃場B : 0.70 (1回、31日)
茶 (荒茶)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	1回	7, 14, 21, 45日 圃場A : 4.0
					7, 14, 21, 30日 圃場B : 4.5
	2			2回	7, 14, 21, 45日 圃場A : 4.14
					7, 14, 21, 30日 圃場B : 2.16
茶 (浸出液)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	1回	7, 14, 21, 45日 圃場A : <0.1
					7, 14, 21, 30日 圃場B : <0.1
	2			2回	7, 14, 21, 45日 圃場A : <0.1
					7, 14, 21, 30日 圃場B : <0.1
さんしょう (果実)	2	20%水和剤	3000倍散布 300L/10a	1回	74, 81, 88日 圃場A : <0.1 (1回、74日)
					68, 75, 82日 圃場B : <0.1 (1回、68日)
みょうが (花穂)	1	20%フロアブル	1000倍散布 350L/10a	2回	1, 3, 7日 圃場A : <0.04 (#)
みょうが (花穂)	1	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日 圃場A : <0.04
しそ (葉)	2	20%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	1回	14, 21, 28日 圃場A : 0.3
					圃場B : <0.2

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について、() 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) *印で示した作物残留試験は、果肉、果皮の重量比及び残留量から算出した。

ピリダベン海外作物残留試験一覧表

(米国)

作物名 (試験部位)	試験 圃場数	試験条件				最大残留量(ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
クランベリー (果実)	3	75%水和剤	0.5 lb ai/A(560 g ai/ha) 散布	2回	19日	圃場A: 0.240 (#) 注2)
					19日	圃場B: 0.401 (#)
					19日	圃場C: 0.202 (#)
ペカン (果実)	6	75%水和剤	0.5 lb ai/A(560 g ai/ha) (50 gallon/A(46.7 L/ha)) 散布	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.05
					7日	圃場B: <0.05
					7日	圃場C: <0.05
					7日	圃場D: <0.05
					7日	圃場E: <0.05
					7日	圃場F: <0.05
	6	75%水和剤	0.5 lb ai/A(560 g ai/ha) (250 gallon/A(233.8 L/ha)) 散布	2回	0, 7, 14, 21日	圃場A: <0.05
					7日	圃場B: <0.05
					7日	圃場C: <0.05
					7日	圃場D: <0.05
					7日	圃場E: <0.05
					7日	圃場F: <0.05
アーモンド (果実(外果皮を 除去したもの))	8	75%水和剤	0.5 lb ai/A(560 g ai/ha) 散布	2回	7日	圃場A: <0.05
					7日	圃場B: <0.05
					7日	圃場C: <0.05
					7日	圃場D: <0.05
					7日	圃場E: <0.05
					7日	圃場F: <0.05
					7日	圃場G: <0.05
					7日	圃場H: <0.05
ホップ (花房)	3	75%水和剤	0.5 lb ai/A(560 g ai/ha)	2回	21日	圃場A: 13.23
					21日	圃場B: 7.33
					22日	圃場C: 14.40

(豪州)

作物名 (試験部位)	試験 圃場数	試験条件				最大残留量(ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
バナナ (果実)	1	250 g ai/L 水和剤	125 ppm ai 散布	2回	1, 7, 14, 21日	圃場A: 0.12 (#)
	1		250 ppm ai 散布	2回		

(韓国)

作物名 (試験部位)	試験 圃場数	試験条件				最大残留量(ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
とうからし (果実)	1	20%水和剤	1000倍希釈、200L/10a 0.04 kg ai/10a 散布	2回	7, 3, 5, 7日	圃場A: 1.79
なす	1	20%水和剤	1000倍希釈、200L/10a 0.04 kg ai/10a 散布	3回	7, 3, 5, 7日	圃場A: 0.165(3回、3日)

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆 小豆類 えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類	0.05	0.1	○			0.01(#), <0.01
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ	0.1 0.05	0.1 0.1	○ ○			0.01, 0.02 <0.01, <0.01
しゅんぎく その他のきく科野菜	2	3.0 2.0	○			0.8, 0.2(食用ぎく) <0.2(#), <0.2(#)(きく(葉)) 0.5, 0.8(ふき)
ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら わけぎ その他のゆり科野菜		1.0 1.0 2.0 1.0 2.0				
セロリ みつば その他のせり科野菜		3.0 3.0 2.0				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	5 3 1 2	1.0 3.0 1.0 2.0	○・申 ○ ○		1.0 韓国 2.0 韓国	1.84(\$), 0.88(ミトマト) 1.44, 1.51, 1.09, 1.03 【0.163(韓国)】 【1.79(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.7 0.5 0.05 0.05 1	1.0 1.0 1.0 1.0 2.0	○ ○ ○ ○ ○			0.30, 0.186 0.16, 0.20 <0.01, <0.01 <0.01, <0.01 0.24, 0.46(にがうり)
たけのこ 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ その他の野菜	2	3.0 2.0 2.0 2.0 3.0	○			1.14, 0.82, 0.26, 0.28
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 1 1 1 1 1 1	0.2 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.03, 0.06 0.47(#), 0.34 (みかん, なつみかん, すだち参照) (みかん, なつみかん, すだち参照) (みかん, なつみかん, すだち参照) (みかん, なつみかん, すだち参照) 0.43(すだち) 0.14, 0.06, 0.20(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	1 1 1 0.3	2.0 2.0 2.0 2.0 2.0	○ ○ ○ ○			0.310, 0.32 0.31, 0.36 (日本なし参照) 0.04(#), 0.072(#)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.3 2 2 0.7 0.7	2.0 2.0 2.0 2.0 2.0	○ ○ ○ ○ ○			0.038, 0.066 0.28(\$), 0.10 0.30, 0.28

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	2 0.5	2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0	○ 		0.5 アメリカ	0.77,1.04,0.76 [0.240(#),0.401(#),0.202(#)(n=3) (米国)]
ぶどう かき	1 0.5	2.0 2.0	○ ○			0.45(\$),0.09(#) 0.08,0.12(\$)
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.5 0.1 0.2 0.7	1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	○ 		0.5 オーストラリア	[0.12(#),0.23(#)(n=2) (オーストラリア)] 0.01(#),0.02(#) 0.22(\$),0.09
その他の果実	2	2.0	○			0.12,0.70(\$)(いちじく)
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	1.0 1.0 1.0 1.0 1.0			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	[米国ペカン及びアーモンド参照] 【<0.05 (n=12) (米国)】 【<0.05 (n=8) (米国)】 [米国ペカン及びアーモンド参照] [米国ペカン及びアーモンド参照]
茶 ホップ	10 10	10 10	○		10.0 アメリカ	4.0,4.5,4.14,2.16(荒茶) <0.1,<0.1,<0.1,<0.1(浸出液) [4.40~8.28(n=3)(米国)]
その他のスパイス その他のハーブ	10 0.7	3 3	○・申 ○			3.39(\$),2.43 (みかん果皮) <0.1,<0.1 (さんしょう) <0.04(#),<0.04 (みょうが) 0.3,<0.2 (しその葉)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	推:0.05 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	推:0.05 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	推:0.05 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	推:0.05 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05			0.05 アメリカ 0.05 アメリカ 0.05 アメリカ	【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
乳	0.01	0.01			0.01; アメリカ	推:0.01

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ピリダベン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
小豆類	0.05	0.01	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.1	0.015	1.2	0.2	0.6	0.1	0.8	0.1	1.7	0.3
かんしょ	0.05	0.01	0.8	0.2	0.9	0.2	0.7	0.1	0.8	0.2
その他のきく科野菜	2	0.65	0.8	0.3	0.2	0.1	1.0	0.3	1.4	0.5
トマト	5	1.36	121.5	33.0	84.5	23.0	122.5	33.3	94.5	25.7
ピーマン	3	1.27	13.2	5.6	6.0	2.5	5.7	2.4	11.1	4.7
なす	1	0.163	4.0	0.7	0.9	0.1	3.3	0.5	5.7	0.9
その他のなす科野菜	2.0	1.79	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.243	11.4	4.0	5.7	2.0	7.1	2.5	11.6	4.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.18	4.7	1.7	2.9	1.0	3.5	1.2	5.8	2.1
すいか	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	1	0.35	0.5	0.2	0.1	0.0	2.3	0.8	0.7	0.2
えだまめ	2	0.625	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
みかん	0.2	0.045	8.3	1.9	7.1	1.6	9.2	2.1	8.5	1.9
なつみかんの果実全体	1	0.4050	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
レモン	1	1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1	0.4	0.4	0.6	0.6	0.8	0.8	0.2	0.2
グレープフルーツ	1	1	1.2	1.2	0.4	0.4	2.1	2.1	0.8	0.8
ライム	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	1	0.43	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.6	0.3
りんご	1	0.315	35.3	11.1	36.2	11.4	30.0	9.5	35.6	11.2
日本なし	1	0.335	5.1	1.7	4.4	1.5	5.3	1.8	5.1	1.7
西洋なし	1	1	0.10	0.1	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.1
びわ	0.3	0.056	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.3	0.052	0.2	0.0	0.2	0.0	1.2	0.2	0.0	0.0
ネクタリン	2	2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
アンズ (アブリコットを含む。)	2	2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
すもも (プルーンを含む。)	0.7	0.19	0.1	0.0	0.1	0.0	1.0	0.3	0.1	0.0
おうとう (チェリーを含む。)	0.7	0.29	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
いちご	2	0.857	0.6	0.3	0.8	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1
クランベリー	0.5	0.281	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
ぶどう	1	0.27	5.8	1.6	4.4	1.2	1.6	0.4	3.8	1.0
かき	0.5	0.1	15.7	3.1	4.0	0.8	10.8	2.2	24.8	5.0
バナナ	0.5	0.175	6.3	2.2	5.7	2.0	4.4	1.5	8.9	3.1
キウイ	0.1	0.015	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0
グアバ	0.2	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マンゴ	0.7	0.155	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
その他の果実	2	0.41	7.8	1.6	11.8	2.4	2.8	0.6	3.4	0.7
くり	0.05	0.05	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
クルミ	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	10	0.10	30.0	0.3	14.0	0.1	35.0	0.4	43.0	0.4
ホップ	10	6.69	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7
その他のスパイス	10	2.91	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3
その他のハーブ	0.7	0.25	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
陸棲哺乳類の肉類	0.05	0.05	2.9	2.9	1.6	1.6	3.0	3.0	2.9	2.9
陸棲哺乳類の乳類	0.01	0.01	1.4	1.4	2.0	2.0	1.8	1.8	1.4	1.4
計			283.8	78.1	199.0	57.4	259.9	70.3	277.2	72.0
ADI比 (%)			106.5	29.3	251.9	72.6	93.5	25.3	102.3	26.6

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値(案)の数値を用いた。

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 3 年 4 月 1 日 初回農薬登録
平成 17 年 11 月 29 日 残留農薬基準告示
平成 21 年 7 月 7 日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準
設定依頼(適用拡大:ミニトマト)
平成 22 年 2 月 15 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に
係る食品健康影響評価について要請
平成 23 年 6 月 30 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評
価について通知
平成 23 年 11 月 18 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 23 年 11 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 24 年 10 月 30 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鰐淵 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○:部会長)

答申(案)

ピリダベン

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1
かんしょ	0.05
その他のきく科野菜 ^{注2)}	2
トマト	5
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 ^{注4)}	1
えだまめ	2
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	1
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
びわ	0.3
もも	0.3
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	0.7
おうとう(チェリーを含む。)	0.7
いちご	2
クランベリー	0.5
ぶどう	1
かき	0.5
バナナ	0.5
キウイ	0.1
グアバ	0.2
マンゴー	0.7
その他の果実 ^{注6)}	2
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注7)}	0.05
茶	10
ホップ	10
その他のスパイス ^{注8)}	10
その他のハーブ ^{注9)}	0.7
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.05

※大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、しゅんぎく、ねぎ(リーキを含む)、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、まくわうり、たけのこ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、マルメロ、うめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、パパイヤ、アボカド、パイナップル、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード及びぎんなんについては、現行基準値が削除される。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピリダベン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注11)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01

注8)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。